

川子総発第29号  
令和3年8月4日

保育所  
地域型保育事業所  
認定こども園  
企業主導型保育事業所 代表者様

川口市子ども部子ども総務課長

### 土曜日共同保育の実施について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

このたび、保育士等の負担軽減を図るため、土曜日に近隣の保育施設が連携して1か所の保育施設で共同保育を実施すること（以下「土曜日共同保育」という。）について、実施の手順等を定めた「川口市土曜日共同保育実施要綱」を定めました。

本市における土曜日共同保育に関する運用方針は別添のとおりとなりますので、土曜日共同保育の実施を検討される場合には十分にご確認のうえ、市との事前協議をお願いいたします。

#### 【対象施設】

保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園、企業主導型保育事業所（企業主導型保育事業以外の認可外保育施設は対象となりません。）

#### 問い合わせ先

子ども部子ども総務課施設認可係

電話：048-271-9457

メール：083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp

## 本市における土曜日共同保育の実施について

### 1 用語の定義

- ・実施施設 土曜日共同保育を依頼施設から依頼されて実施する施設  
【土曜日に子どもを実際に預かる施設】
- ・依頼施設 土曜日共同保育を実施施設に依頼する施設  
【土曜日に子どもを実際に預からない施設】

### 2 土曜日共同保育の実施にかかる手続き

#### (1) 施設間の協議

実施施設と依頼施設との間で責任体制、費用負担、職員配置、子どもに関する情報共有の方法など土曜日共同保育の実施に必要な事項について十分に協議し、合意書面（協定書等）及び保護者説明資料（ともに案）を作成して下さい。

#### (2) 市との事前協議

実施しようとしている土曜日共同保育の内容が基準に適合していること、施設間の協議が十分になされていることなどを確認するため、市と事前協議を行うこととします。事前協議書（市指定書式）は、土曜日共同保育を開始する日が属する月の前々月の末日までに提出して下さい。市での内容確認後に、事前協議結果通知を送付します。

#### (3) - 1 保護者同意の取得

市からの事前協議結果の受領後、実施施設と依頼施設双方とも、在籍する全ての子どもの保護者に書面で説明を行い、書面で同意を得てください。

#### (3) - 2 運営規程の変更手続き（法人内）

法人の理事会等において、運営規程の変更の意思決定を行ってください。

#### (4) 内容変更届出書の提出（運営規程）

土曜日共同保育の開始前に、予め運営規程の変更を子ども総務課まで届け出てください。内容変更届出書の提出時は、市から受領した事前協議結果通知の写しを添付してください。

### 3 土曜日共同保育の実施に関する基準

#### (1) 適用される基準

土曜日共同保育の実施に際して適用される設備運営基準及び職員配置基準（以下、「基準」という。）は、原則として実施施設に適用される基準とします。

（例）保育所が実施施設となる場合

【基準】川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
川口市民間保育所設置認可等基準要綱

ただし、企業主導型保育事業所が実施施設となる場合は、依頼施設に適用される基準とします。

#### (2) 留意事項

利用児童に配慮し、慣れ親しんだ職員の配置等により保育の質を確保する観点から、依頼施設の保育士を実施施設に1名以上配置してください。また、土曜日に定期利用する子どもがいる場合には、依頼施設の保育士が一定期間引継保育を行うことが望ましいと考えます。

#### 4 その他

- ・土曜日共同保育の実施により生じる費用は実施施設と依頼施設が負担するものとし、保護者からの費用徴収は原則として認めません。
- ・実施施設と依頼施設で保育を提供する子どもに関する情報を共有する際には、必ず保護者に説明し、同意を取って下さい。
- ・非常災害に対応するため、土曜日共同保育実施中の非常災害対策計画を作成して下さい。なお、実施施設の計画に必要事項を追加して作成することも可能とします。
- ・他自治体に所在する施設と土曜日共同保育を実施する場合は、予め本市に相談して下さい。